

# くらしの

# 鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.14

困ったときは、早めに相談を

消費者相談  
(市役所3階 相談室)  
毎週水曜日10時～15時

## 悪質商法にご用心

内職商法 編

広告チラシなどで、「在宅で簡単に高収入」と募集し、先に保証金を振り込ませたり、高額な教材を購入させたりしてお金をだまし取る手口で、最近、市内においても被害が発生しています。

広告チラシなどで募集されているのは、折り鶴折り、文字書き、アクセサリー作りなどの内職(在宅ワーク)で、「誰でもできる簡単な作業で、検定にもすぐ合格でき、月に2万円～10万円の収入になる」というもの。

仕事をやるためには、事前に登録料や教材代として3万円～35万円程度の高いお金を払わなければなりません。しかし、お金を払っても、教材が届かなかったり、仕事がこななかったりするなど収入が思ったほど得られない状況になります。

苦情を伝えようにも、業者と連絡がとれなくなるケースもあります。

少しでも家計の足つらさを  
思ったのに  
能力検定があるなんて…  
何回受けても合格しない…



### 🔒 だまされないためのかぎ

- 仕事をする前に登録料、教材代といった名目で代金を支払う契約は避けましょう。
- 「高収入は確実」や「誰でも簡単にできる」などの勧誘のうたい文句はそのまま信用せず、概要書面や契約書面をよく読み、収入の根拠などについて十分確認しましょう。

### 🔒 契約してしまったら

- 契約書を受け取った日を含めて20日以内であれば無条件で解約(クーリングオフ)ができます。
- 20日経過後でも、勧誘の際、重要な事項にうその説明があったときなどは取り消すことができる場合もありますので、生活・消費相談センターに相談してください。

生活・消費相談センター、相談室は新庁舎3階です。詳しくは受付でおたずねください。

●おたずね/生活・消費相談センター ☎21-6682

## 広報 いずも 第96号

編集:広報情報課  
〒693-8530 出雲市今市町70  
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509  
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp  
出雲市のホームページ  
<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

毎月第2・4木曜日発行  
(発行日を一部変更する月があります)  
発行日:平成21年(2009)3月12日  
発行:出雲市

市政や広報へのご意見・ご質問は  
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212  
佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444  
多伎支所 TEL86-3111

国民健康保険料第9期  
後期高齢者医療保険料第9期  
の納期は

3月16日(月)～  
3月31日(火)です。

期限までに忘れず納めましょう  
●市民税課(TEL21-6703)●